

官報

号外 平成十四年十一月一日

○第百五十五回 衆議院會議録 第五号

平成十四年十一月一日(金曜日)

平成十四年十一月一日

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

永年在職の議員野呂田芳成君、熊谷弘君及び衛藤征士郎君に対し、院議をもって功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件
(議長発議)

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員辭職の件

裁判官弾劾裁判所の予備員辭職の件

裁判官弾劾裁判所の予備員の選舉

檢察官適格審査会委員の予備委員の選舉

国土開発幹線自動車道建設會議委員の選舉

知的財産基本法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

疑

午後一時三十分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

○議長(綿貫民輔君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第一番、神奈川県第八区選出議員、江田憲司君。

(江田憲司君起立、拍手)

第九十九番、九州選挙区選出議員、米澤隆君。

(米澤隆君起立、拍手)

第二百五番、山形県第四区選出議員、齋藤淳君。

(齋藤淳君起立、拍手)

第四百三十八番、大阪府第十区選出議員、松浪健太郎君。

(松浪健太郎君起立、拍手)

第四百三十七番、福岡県第六区選出議員、荒巻隆三君。

(荒巻隆三君起立、拍手)

第四百四十三番、新潟県第五区選出議員、星野行男君。

(星野行男君起立、拍手)

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

国会議員として在職二十五年に達せられました

野呂田芳成君、熊谷弘君及び衛藤征士郎君に対し、先例により、院議をもってその功勞を表彰したいと存じます。
表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員野呂田芳成君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員熊谷弘君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

議員衛藤征士郎君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よって衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもってこれを表彰する

(拍手)

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(綿貫民輔君) この際、野呂田芳成君、熊谷弘君及び衛藤征士郎君から発言を求められております。順次これを許します。野呂田芳成君。

(野呂田芳成君登壇)

○野呂田芳成君 ただいま、院議をもって在職二十五周年の表彰をいただき、まことにありがとうございます。

これもひとえに、先輩、同僚の皆様方の御鞭撻のおかげであり、とりわけ、永年にわたり温かい友情で私をばぐくんでいただいた、ふるさと秋田の皆様方の御支援、御友情のおかげでありまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。(拍手)

四半世紀にわたる政治生活の中で、私にとって大変幸せであったと思いますことの一つは、食糧政策と国防政策にかかわる仕事に携わる機会をお与えいただいたということでありました。

二千五百年前、子貢は、孔子に対し、政治の基本について尋ねております。これに対し、孔子は、「食糧を備蓄し、軍備を整え、そして国民に政治を信頼させることだ。」と教えております。子貢が重ねて、「もし、このうちの何か一つを切り捨てなければならぬとすれば、何を捨てるべきか。」と尋ねたのに対し、孔子は、「まず軍備を切り捨てることだ。」と教え、重ねての子貢の質問に対し、「次は食糧を捨てることだ。」と教えた上で、「しかしながら、国民の信頼を失っては国家の政治は成り立たないので、これを捨てることは絶対に許されない。民、信無くば立たずだ。」と教えております。

私は、農林水産大臣や防衛庁長官として、国を守る要諦にかかわる食糧と国防の二つの問題について勉強をさせていただいたことを心から感謝している次第です。

しかしながら、最も大事な、国民に信じられなくては国家の政治は成り立たないということに深く思いをいたし、国民の信頼を取り戻すために、政治に携わる者として、政治改革を急がなくてはならないことを痛感する次第です。一人一人が「今やらずしていつできる。俺がやらずに誰がやる。」という旺盛な気概で取り組んでいかなければならないと思います。(拍手)

私は、二十歳代の後半に、天下の碩学、安岡正篤先生のお話を伺う機会に恵まれたことがありました。そのとき、安岡先生から伺って、深く感銘

平成十四年十一月一日 衆議院會議録第五号

新議員の紹介 永年在職議員の表彰の件

を受け、私の人生の道標となった二つのお話があります。

一つは、「任勞分勞」という教えでありました。「大きな仕事をやろうとする時には、決まって誰かの怨を買ふ。だが、怨を気にしてはいたんでは仕事をやれない。そんなときは敢えて怨を受けるべきである。ただ、大事なことは、仕事をともにやっている仲間が怨を分担して受けてやり、一緒に火の粉をかぶってやる気概が必要だ。」ということでありました。後年、ある書物で、故吉田茂首相がこれを座右の銘としておられたということを知り、むべなるかなと思いました。

いま一つは、佐藤一斎先生の「言志晩録」十三条の、「一燈を掲げて暗夜を行く。暗夜を憂うること勿れ。ただ一燈を頼め。」という言葉でありました。これは、人生において、右顧左眄することなく自分の信念を貫くという教えでありましょう。私は、この二つの教えを人生の指標として今日まで努力してまいりました。力及ばず、「辿り来て未だ山麓」の心境であります。

私も人生七十歳代に立ちました。ここに至って想起することは、憲政の神様と言われた尾崎弐堂先生の生き様であります。先生の生涯をかけた努力は、憲政の樹立と政党の組織訓練でありましたが、軍国主義の思潮の渦巻く中で、もはやその実現がかないような情勢となつて、先生は、自分分は「一生を無駄に過してしまつた」と痛く煩悶します。そして、煩悶の末に先生が得た結論は、「昨日までの仕事は、すべて、今日以後の準備行動にすぎない。人間たるものは、そう心得ねばならぬ。人生の本舞台は常に将来にあり。」というものであります。

先生がこの思想に到達したのは、犬養木堂先生暗殺の翌年、昭和八年で、弐堂先生、実に七十五歳のときであったと「弐堂日記」に書かれております。先生は、爾来、国政に参加し続け、昭和二十八年、九十五歳に至るまで、議政壇上で縦横無尽の活躍をされたのであります。

弐堂先生のこの偉大な活動を見ると、ただただ敬服のほかにありませんが、私も、こうした大先達の驥尾に伏して、経済、外交、政治改革等、内外多事多難の状況下にあつて、日本の平和と繁栄のため、ふるさと秋田の発展のために、決意を新たに献身してまいる覚悟であります。どうぞ、今後、一段の御鞭撻と御支援のほどをお願い申し上げます。

最後に、本日は、私の家族を傍聴席にお招きいただき、感激とともに味あわせていただき、御配慮に深く感謝を申し上げます。

心よりの御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 熊谷弘君。

(熊谷弘君登壇)

○熊谷弘君 このたび、永年在職議員表彰を受けました。これはひとえに、静岡県民、ふるさとの皆様の二十五年にわたる御支援の賜物であり、深く感謝いたします。さらに、院を構成する先輩、同僚議員、関係者各位に御礼を申し上げます。(拍手)

さて、私が国会に議席を得たのは、昭和五十二年の参議院議員選挙でした。戦後、経済復興をなし遂げた日本は、第一次オイルショックを経て高度成長から安定成長に移行する過程にあつて、世界において相応の役割を果たすことが求められていた時代でありました。

我が国は、さまざまな経済摩擦を乗り越え、世界の秩序維持に貢献できるまでに至った途端、東西冷戦の終焉を迎えました。その後の世界の激動は、政治、経済、社会のすべてにわたつて今も続いており、我が国が能動的かつ十分な役割を果たしているかという点につきましては、国政に身を置く一人として反省することしきりであります。

しかし、憂いに浸っている暇はありません。我が国内外の諸課題の重圧は、ますます厳しさを増しています。政治家たる者、いつときの停止も許されません。

明治維新、戦後に次ぐ第三の歴史的転換期と言われている今、初心を忘れることなく、政治的諸課題に誠実に対処し、国民に奉仕する決意を表明して、永年在職表彰への謝辞とさせていただきます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 衛藤征士郎君。

(衛藤征士郎君登壇)

○衛藤征士郎君 ただいま、院議をもって永年在職の表彰を賜りました。身に余る光栄でございます。先輩、同僚議員各位の御厚情と、本日までの御指導、御鞭撻に心からの御礼を申し上げます。また、郷土大分県の皆様、昭和五十二年、参議院選挙に、三十六歳の若輩である私を全県一区の代表として国会にお送りくださり、以来、今日まで力強い御支援をちょうだいしてまいりました。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

二十五年の節目に当たり、蘇る場面の数々は限りなく、長年、厳肅なる国会の議席にあつてその重責を果たし得たかと、及ばざるを自省し、さらなる精進をせんと決意を新たにしております。

昭和五十二年、私の初出馬の参議院選挙当時は、ロッキード事件による政治不信が募つており、政治への信頼回復、行政改革、景気浮揚、外交防衛等々を火急の課題として論争が高まりました。二十五年の歳月を経た現下、まさに、そのま

まの案件が国政の最重要課題であります。我々、政治にかかわる者が、国民の負託にこたえる責任を痛感し、迅速かつ効率的な政策の立案、実行に一層の努力が求められていると存じます。

国民は、国政に信頼とスピードを求めています。そのために、私は、衆議院と参議院を統合し、一院制の立法府として構造改革を急ぐべきであると主張してまいりました。私は、参議院、衆議院の両院の議員を経験しましたが、一院制の国会は、十分な審議時間を生み出し、速やかな政治を可能にし、国家と国民により多くの公益を

もたらすものであると確信いたしております。参議院は良識の府と呼ばれてきましたが、もとより立法府は、選良が集う良識の府であります。一院制と二院制の利点が、政治のコスト、政治のスピード、国民の信頼等々、さまざまな観点から真剣に検討されることを望みます。

私が政治に目を向けたのは、小学生のころでありました。私が育ったのは、馬車も通わぬ山村でありました。病人を町まで運ぶこともできない。政治家になつてこの村にバスを走らせる。奮い立ち子供心をはつきりと記憶いたしております。

私は、昭和四十六年、二十九歳で大分県玖珠町長に選任されました。就任以来、高速道路等々の道路整備に全力を挙げてまいりました。今、高速道路建設の是非が問われておりますが、地方の国土を守り、そこに暮らす人々の切実な思いが十分に反映されているとは思えません。少数の人々に政治の光が当たらない不公平は、断じてあってはなりません。私は、政治を志した原点に立つて、今後とも、地方で生活をする人のために全力を挙げてまいります。(拍手)

現在、まさに日朝国交正常化交渉の渦中にあります。拉致問題では、被害者、そして御家族の皆様が修復したい御苦労に、深い心痛と政治の責任を覚えます。平和と安全を守る外交の速やかな展開を国民挙げて切望し、交渉の行方に注目が集まっております。

サンフランシスコ講和条約及び日米安全保障条約のもと、日韓・日中国交回復、日本・インド国交五十周年等々、アジアの国々との平和外交は、一歩一歩前進しておりますが、アジア全体としての安定はいまだほど遠く、平和構築に向かつて日本がその最も大きな役割を担っておりますことは、だれの目にも明らかであります。日本は、自国の利益を守り、繁栄を図ると同時に、広くアジアのために、求められている責務をより積極的に果たさなければなりません。

我が国は、国土も資源も小さいながら、敗戦の

痛手の中から世界屈指の経済大国としてたくましく成長してきました。秀でた国であり、秀でた国民であるという自負心を持って世界平和に貢献していきたいと思ひます。

国連中心の外交が世界の基軸である今、我が国が早急に国連常任理事国入りを果たし、名実ともにアジア圏のリーダーとして明確に位置づけられる日本でありたいものであります。

私は、このたびの榮譽に改めて身を引き締め、国政壇上に立つ使命を全うすべく、国際社会を生き抜く誇り高い国をつくらんと志を高く掲げ、研鑽と努力を重ねてまいります。本日はまことにありがとうございます。(拍手)

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員辞職の件

裁判官弾劾委員の予備員辞職の件

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員小坂憲次君から予備員を、また、裁判官弾劾委員の予備員山本有二君から予備員を、辞職したいとの申し出があります。右申し出をそれぞれ許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の選挙

裁判官弾劾委員の予備員の選挙

検察官適格審査会委員の予備委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長(綿貫民輔君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員及び裁判官弾劾委員の予備員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、検察官適格審査会委員の予備委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○下村博文君 各種委員等の選挙は、いずれもそ

の手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官弾劾委員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 下村博文君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に熊代昭彦君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第三順位といたします。

次に、裁判官弾劾委員の予備員に佐藤剛男君を指名いたします。

なお、その職務を行う順序は第二順位といたします。

次に、検察官適格審査会委員の予備委員に棚橋泰文君を指名し、牧野隆守君の予備委員といたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に吉田公一君を指名いたします。

知的財産基本法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、知的財産基本法案について、趣旨の説明を求めます。経済産業大臣平沼赳夫君。

〔国務大臣平沼赳夫君登壇〕

○国務大臣(平沼赳夫君) 知的財産基本法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国は、これまで国民のためまね努力により、かつてない経済的繁栄とともに豊かで文化的な生活を享受できる社会を実現してきましたが、近年は低廉な労働コストや生産技術の向上等を背景にしたアジア諸国の急速な追い上げを受けるなど、厳しい経済情勢にあります。我が国が今後とも世界で確固たる地位を維持していくためには、創

造力の豊かな人材を育成し、すぐれた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産を戦略的に創造、保護及び活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指して進んでいくことが不可欠であります。

このような認識のもと、本法案におきましては、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とするものであります。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上または営業上の情報を定めております。

第二に、基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべき旨を規定しております。

第三に、基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利の付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定しております。

第四に、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、原則として施策の具体的な目標や達成の時期を付すべきこと等所要の事項を規定しております。

第五に、推進体制として、内閣に知的財産戦略本部を設置することとし、内閣総理大臣を本部長

とするなど組織、所掌事務等を規定しております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

知的財産基本法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。田中慶秋君。

〔田中慶秋君登壇〕

○田中慶秋君 私は、民主党・無所属クラブを代表し、政府提出の知的財産基本法案に対し、平沼経済産業大臣に所見をお伺いします。(拍手)

小泉総理が、先日のお信表明演説で、東大阪市、大田区の中小企業に触れられておりました。また、視察をされたとも聞いております。しかしながら、二、三回の視察で、その厳しい実態はわからないと私は思っております。

今、私は、時間の許す限り、地元の中小零細企業に足を運び、経営者、従業員の方々の意見を聞く機会を持つように心がけております。その中で感じることは、資金繰りの苦勞は無論であります。日本が築き上げてきた物づくりの大切さがこのままでは失われてしまうのではないかとこの危機感があります。後継者も育たず、工場が廃墟化していく様子は、そのまま日本が減ってしまう縮図を目の当たりにするよう気がしてならないわけがあります。

日本の製造業、九九%以上が中小零細企業で占められております。この中小零細企業が元気になることが日本経済がよみがえる必須の条件だと私は思っております。

しかしながら、日本を支えるためにこの条件を満たさなければならぬはずの中小企業経営者は、自分が築き上げてきた事業を守ろうと必死の

努力にもかかわらず、万策が尽き、命を絶たなければならぬ状態にまで追い込まれているのであります。私の知り合いにも、自殺を余儀なくされてしまった人がおります。まことに残念に思っております。額に汗し、繁栄を築き上げてきた職人のすばらしい技術も、このままでは途絶えてしまいます。

大臣は、この方たちの心の葛藤をどれほどおわかりでしょうか。本当におわかりであるならば、総理は、改革なくして景気回復なしばかりを言っておられないはずであります。今、物づくりに携わる人たちが求めていることは、改革ではなく、物づくりのための技術の伝承、そして、だれもが守られなければならない保護政策をより充実させることでもあります。そのためには、すぐれた技術を持つ中小企業、零細企業が知的財産を取得しやすい環境をつくり出し、競争力をつけて、企業活力を充実させることではないでしょうか。

その中で、政府は、国家戦略の柱としてベンチャー企業の育成を進めておりますが、しかし、他方では、知的財産権に対する取り組みのおくれが指摘をされ、これでは、時代に即しているとは決して言えません。

かつて世界を席巻した日本企業の国際競争力は、著しく低下しております。スイスのシンクタンクの調査によれば、一九九三年まで八年連続首位を占めていた日本の競争力は、ことは三十位まで転落しているのです。

対照的にアメリカは、一九八〇年代から、ヤング・レポートに端を発した知的財産の国家戦略を打ち出してきました。日本に対して強力な輸出規制圧力を加えながら、知的財産権の育成と保護のために強力なプロパテント政策を施行し、国際競争力の強化を図ってきたのであります。二〇〇〇年における特許使用料収支については、アメリカがトップで、二百十九億ドルの黒字を、一方、日本は八億ドルの赤字となっていましたのであります。

このような事態に至った背景には、政府が、八〇年代までの成功のおこりに安住し、各省庁の縦割りを是正できず、知的財産に関する国家戦略を確立できなかったことにあると思います。

また、過去の失政の総括もせず、基本法だけを提出して事足りりとする政府の姿勢は問題であります。この国会に特許法改正などの具体的な法案も提出できず、後手後手に回っている政府には、危機の意識のかけらすら感じないのであります。我が国は、一日も早く、知的財産の保護を視野に入れて国家的な戦略を打ち立てることが急務であります。これまでのように、ツリートル・ツリートといった対応では取り返しのつかない事態に発展しかねません。

まず、日本の競争力低下を招いた政府の責任を明らかにした上で、知的財産戦略を組み立てるべきではありませんか。今後、政府が取り組んでいく知的財産政策は今までとどこが異なるのか、通商政策などを含めた国家戦略をどう確立するのか、日本の産業競争力をいつまでにどのような形で回復させるつもりなのか、明らかにすべきであろうと思います。大臣の答弁を求めます。

政府が提出した基本法は、内閣に知的財産戦略本部を設置することを柱としております。しかし、これまで内閣に設置されたIT戦略本部、都市再生本部、総合科学技術会議、バイオテクノロジー戦略会議など、雨後のタケノコのようにつくられた組織を検証すると、多くの機関が機能不全に至っているのです。IT戦略本部一つとっても、経済産業省、総務省の縄張り争いから抜本的な政策を打ち出すことができずに、情報通信の面のおくれが目立っております。

私たちは、今般の知的財産戦略本部が実効ある機関になるのか、疑念を抱いているのであります。知的財産権を全般的に管轄する知的財産権庁を置き、文部科学省、文化庁あるいは特許庁、農水省、厚生労働省にまたがる知的財産関係のすべての行政機関を整理統合するべきではありませんか。

か。こうした行政機関の裏づけなくして本部だけつくっても、看板倒れに終わってしまうことは必至と考えております。大臣の答弁を求めるものであります。

政府提出の基本法案は、具体的な内容が明示されておりません。個別法も提出に至っておりません。とりわけ、知的財産権の基礎とも言える特許法改正が欠落していることは政府の怠慢さを示すものであると思います。

また、今後、知的財産訴訟が増加することが予想され、また、知的財産訴訟にかかわる特許権の技術内容は高度化かつ複雑化しているものであります。アメリカが特許紛争を一元的に扱う裁判所を設置したわけであり、これを見習って、知的財産権の紛争を専門的に扱う特許裁判所の設置が必要であると思っております。法務大臣の取り組みについて伺いたします。

今、日本において、知的財産への関心が高まっていないほど高まっております。つい先日、一民間企業の研究者であります田中耕一さんがノーベル賞を受賞されました。まことにおめでたいことであると思います。優秀な研究者、技術者が大勢いるにもかかわらず経済が低迷しているのは、政治の責任によるところが大きいと言わざるを得ません。有能な若手研究者がもっと自由に研究できるような環境の整備を考えますと、国の予算についても若手研究者に優先的に配分することが必要であると思っております。大臣の答弁を求めます。

また、職人がとうとばれる文化を持った日本において今日の繁栄を築き上げたのは物づくりであります。そして、それは今もって日本の強みであります。しかし、一方においては、日本において製造業の空洞化が恐るべき勢いで進行しつつあることも事実であります。

バイオやナノテクノロジーのような先端技術の開発を進める一方で、先端技術と結びついた物づくりは何としてでも守っていかなければなりません。

ん。しかし、現実には、多くの製造業者が最先端技術を抱えたまま海外に渡ってしまい、その技術を現地の技術者たちにあけつ広げにして、盗まれてしまっているのが現実であります。

技術の流出を防ぎ、なおかつ、国内における物づくりのさらなる空洞化を防ぐために、新たに出現された特許を使った製品については、できるだけ国内で生産できるように誘導策を講じるべきであらうと思いますが、大臣の答弁をお願いいたします。

今、日本の映画や漫画、アニメ、ゲームソフトといった映像文化や歌謡曲は、アジアの近隣諸国に住む人たちにとってあこがれの文化であります。しかし、残念ながら、ハリウッドの映画に比肩し得るようなこれらの日本の大衆文化も、アジア諸国に蔓延する模倣品のため、その本来の経済的価値に見合った収益を上げることができないのであります。

例えば、中国の音楽ソフトの市場のうち、九割が海賊版で、邦楽はそのうち三割と推定されます。ソフト製品だけではなく、中国における模倣品は、バイクから始まりオーディオ製品、DVDなど、多岐にわたっております。

政府は、今後、中国における模倣品の対策にどのように取り組んでいくつもりなのか。既にWTOに加盟となった中国に対し、厳しい態度で臨むことが当然であると思っております。大臣の答弁を求めます。

二十一世紀、元気で活力のある社会を実現するために、また、失われた十年というこの空白を取り戻す意味でも、知的財産基本法は国家戦略の重要な柱とすべきであらうと思っております。大臣の見解を求め、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣平沼赳夫君登壇)
○国務大臣(平沼赳夫君) 田中議員にお答えをさせていただきますと思います。

私に対する御質問は八問であつたと思つております。

まず、中小零細企業の厳しい経営状況について、その痛みがわかつているのか、こういうお尋ねでございました。

私の地元の選挙区の中でも、支援者の方が厳しい経済状況の中で自殺に追い込まれる、大変気の毒な、そして、涙なしでは語れない事例がございました。このデフレの中で日本の企業が厳しい状況に置かれていて、このことを私も重く受けとめて、この国会においても中小企業対策の法案を出させていただいております。そして、セーフティネットをしっかりと構築し、そして、物づくりが伝承できるような、そういう経済社会をつくっていくために、これから努力をしなければいかぬと思つていられるわけであります。

次に、これまでの知的財産政策とどこが異なるかについてのお尋ねであります。

まず、これまでの知的財産政策につきまして、個別の法律を所管する関係府省によりまして、それぞれの観点から行われてきた、こういう面があつたと思つております。

しかし、今後は、知的財産をてこにして、我が国産業の国際競争力の強化と経済社会の活性化を図ることが明確な国家の基本理念となり、また、本法案により設置される知的財産戦略本部が、推進計画を策定するなどによりまして、関係府省の施策も含め、政府の知的財産政策を一体的、集中的に推進することになると思つております。

また、本部が策定する推進計画には、個々の知的財産の施策につきまして具体的な目標及び達成の時期を定めることとしておりまして、施策の達成度合いを明らかにすることを通じて政府の政策遂行責任が明確になる、このように考えているところでございます。

次に、我が国の産業競争力の回復に向けた知的財産戦略についてのお尋ねであります。

知的財産基本法案は、知的財産の戦略的創造、保護及び活用による我が国の産業競争力の強化と経済活性化を目指すものであります。

このためのより具体的な施策として、一つは、大学や研究機関による知的財産の創造促進、二つ目は、迅速、的確な特許審査のための取り組みの推進、三つ目は、海賊版の海外及び水際における対策の強化、四つ目は、営業秘密の保護強化などがありまして、本法案により設置される知的財産戦略本部によって、これらの施策が知的財産推進計画の中で位置づけられ、推進されることに相なります。

こうした知的財産基本法に基づく諸施策の実施を通じて、知的創造サイクルの活性化を図ることによりまして、他の経済構造改革とあわせまして、速やかに我が国の産業競争力の回復を図っていく所存でございます。

次に、これまで内閣に設置された本部というのは何ら抜本的な政策を打ち出してない、したがって知的財産権を置くべきではないか、こういうお尋ねであります。

これまで我が国の知的財産政策は、産業の発達や文化の発展という観点から、それぞれの省庁において、先ほど申し上げたとおり取り組んでまいりました。

しかしながら、今後は、行政組織の簡素化が求められる中、我が国産業の国際競争力の強化に向けて、政府一体となって知的財産戦略を実施するため、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を内閣に設置いたすこととしております。

本部は、総理のリーダーシップのもと、すべての省庁の協力を得まして、知的財産の創造、保護及び活用並びにこれらを支える人材の育成に関するすべての政策を、総合調整の上、知的財産推進計画にまとめ、これを集中的かつ計画的に推進するものでありまして、十分に実効的な知的財産戦略の推進機関である、このように考えております。

略の推進機関である、このように考えております。

若手研究者に予算を優先的に配分するなど、彼らが自由に研究できるように環境を整備すべきだ、このような御指摘でございます。

若手の研究者が自由に研究できる環境の整備については、経済産業省といたしまして、産業につながる革新的な技術シーズを発掘するために、大学や独立行政法人を中心とした若手の研究者が柔軟な発想で研究を行うことが重要であると認識しております。

このため、平成十二年度から、産業界のニーズを踏まえた技術シーズの発掘と若手の人材育成を図るために、大学や独立行政法人等の若手研究者を対象とした産業技術研究助成事業を実施してきているところでございます。今後、若手の研究者がその創造性を十分に発揮できるように、引き続き本事業の拡充に努めてまいります。

次に、海外への技術の流出を防いで、新たに出願された特許を使った製品はできるだけ国内で生産されるように誘導策を講ずるべきだ、こういうお尋ねがありました。

経済のグローバル化が進展する中で、我が国産業の空洞化を防ぐためには、企業にとって国内の事業環境を魅力のあるものにするを通じまして、新たな技術を活用した高付加価値分野の国内生産の維持拡大を促していくことが何より重要であると考えております。具体的には、知的財産戦略の推進のみならず、高コスト構造の是正、規制改革、産業技術力の強化など、総合的な経済構造改革に取り組むことが必要であると考えております。

政府といたしましては、知的財産に関する諸々の施策を着実に実施し、他の経済構造改革とあわせて、すぐれた知的財産を有する企業が発展するように環境整備を図っていくかなければならない、このように思っております。

また、中国における模倣品対策についてのお尋ねがございました。

模倣品・海賊版対策の強化は、知的財産基本法案においても、国が講ずべき基本的施策の中で位置づけられております。

私どもが昨年行った調査によれば、模倣品の製造の現状を国別で見ると、中国が全体の約三分の一と最も多いだけでなく、被害業種も多岐にわたるなど、被害は一層深刻化をいたしております。

政府といたしましては、これまでも、WTOや二国間協議など各種の通商協議等の機会を利用して中国に対する働きかけを行ってまいりました。加えて、来る十二月には、民間の反模倣品・海賊版団体、国際知的財産保護フォーラムの対中国ミッションにハイレベルの者を同行させ、中国政府に取り締まりの強化の要請を行うなど、官民一体となった対策をより一層強化していかなければならないと思っております。御指摘のように、中国がWTOに加盟をいたしましたので、そういった場を通じましても私どもはしっかりとやっていかなければならないと思っております。

また、知的財産基本法を国家戦略の柱とすべきとの御指摘であります。

私もそれには全く同感でございます。アジア諸国の急速な追い上げの中で、今後我が国が進むべき道は、すぐれた発明等の知的財産を戦略的に創造、活用しまして、これによって我が国産業の国際競争力を高め、再び活力ある経済社会を実現することであると思っております。

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的といたします。知的財産基本法案が、今国会の御審議を経て速やかに成立することを心から希望いたします。答弁にかえさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)
(国務大臣森山眞弓君登壇)
○国務大臣(森山眞弓君) 田中議員から私に対し

ては、知的財産権の紛争を専門的に取り扱う特許裁判所の設置についてのお尋ねがございました。

特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について、東京、大阪両地方裁判所への専属管轄化を図ることに、東京、大阪両地方裁判所の知的財産権関係訴訟を取り扱う専門部を實質的に特許裁判所として機能させることを検討しております。平成十五年通常国会に所要の法律案を提出するべく作業を進めているところでございます。

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 森山 眞弓君
経済産業大臣 平沼 赳夫君

出席副大臣

法務副大臣 増田 敏男君
経済産業副大臣 高市 早苗君

○議長(綿貫民輔君) 報告書の報告

(報告書受領)

一、去る十月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定による二十一年の国際連合教育科学文化機関第三十一回総会において採択された勧告に関する報告書

一、去る十月二十九日、福田内閣総理大臣臨時代理から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第九五号

平成十四年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
國務大臣 綿貫 民輔殿

衆議院議員 綿貫 民輔殿
衆議院福岡県第六区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十四年十月二十七日執行の衆議院福岡県第六区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙期	日	平成十四年十月二十七日
当選年月日	平成十四年十月二十九日	
当選告示年月日	平成十四年十月二十九日	
当選証書付与年月日	平成十四年十月二十九日	
全候補者の得票総数	一七、七六三票	
法定得票数	二九、六二七・一六六票	
得票数	荒巻 隆三 八四、七四〇票	
住所	福岡県久留米市東町三二番地三四	
職業	団体役員	
届出政党等の名称	自由民主党	
生年月日	昭和四十七年十月二十七日	

一、去る十月二十九日、福田内閣総理大臣臨時代理から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第九六号
平成十四年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
國務大臣 綿貫 民輔殿
衆議院議員 綿貫 民輔殿
衆議院山形県第四区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十四年十月二十七日執行の衆議院山形県第四区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙期	日	平成十四年十月二十七日
当選年月日	平成十四年十月二十九日	
当選告示年月日	平成十四年十月二十九日	
当選証書付与年月日	平成十四年十月二十九日	
全候補者の得票総数	一〇六、一七二票	
法定得票数	一七、六九五・三三三票	
得票数	齋藤 淳 五一、四三七票	
住所	山形県酒田市大字吉田新田字堰中瀬一 一番地	
職業	エール大学大学院生	
届出政党等の名称	民主党	
生年月日	昭和四十四年五月二十九日	

一、去る十月二十九日、福田内閣総理大臣臨時代理から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第九七号
平成十四年十月二十九日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
國務大臣 綿貫 民輔殿
衆議院議員 綿貫 民輔殿
衆議院新潟県第五区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十四年十月二十七日執行の衆議院新潟県第五区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙期	日	平成十四年十月二十七日
当選年月日	平成十四年十月二十九日	
当選告示年月日	平成十四年十月二十九日	
当選証書付与年月日	平成十四年十月二十九日	
全候補者の得票総数	一四四、四八九票	
法定得票数	二四、〇八一・五〇〇票	
得票数	星野 行男 六九、一四六票	
住所	新潟県小千谷市上ノ山五丁目二番四号	
職業	弁護士	
届出政党等の名称	無所属	
生年月日	昭和七年二月二十二日	

一、去る十月三十日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。

内閣総第九八号
平成十四年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議員 綿貫 民輔殿
衆議院神奈川第八区選出議員補欠選挙における当選人について

平成十四年十月二十七日執行の衆議院神奈川第八区選出議員補欠選挙における当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

(別紙)

選挙期	日	平成十四年十月二十七日
当選年月日	平成十四年十月二十九日	
当選告示年月日	平成十四年十月三十日	
当選証書付与年月日	平成十四年十月三十日	
全候補者の得票総数	一二五、一七二票	
法定得票数	二〇、八六二・〇〇〇票	
得票数	江田 憲司 五〇、六七一票	

住 所	神奈川県川崎市宮前区鷺沼一丁目二番地一D I Kマンション鷺沼六〇三
職 業	大学教授
届出政党等の名称	無所属
生 年 月 日	昭和三十一年四月二十八日
一、昨十月三十一日、小泉内閣総理大臣から綿貫議長あて、次の報告書を受領した。 内閣総第九九号 平成十四年十月三十一日	
内閣総理大臣 小泉純一郎 衆議院議長 綿貫 民輔殿 衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における当選人の繰上補充による当選人について	
平成十二年六月二十五日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における当選人の繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。	
(別紙)	
選 挙 期 日	平成十二年六月二十五日
当 選 人 決 定 年 月 日	平成十四年十月三十日
当 選 告 示 年 月 日	平成十四年十月三十一日
当 選 証 書 付 与 年 月 日	平成十四年十月三十一日
衆議院名簿届出政党等の名称	民主党
住 人	米澤 隆
住 所	宮崎県宮崎市江南四丁目一六番一五号
(当選証書対照)	
一、山形県第四区における補欠選挙の結果当選し	
平成十四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長長の報告	
た議員齋藤淳君及び神奈川県第八区における補欠選挙の結果当選した議員江田憲司君に対し、去る十月三十日当選証書の対照を終わった。	
一、大阪府第十区における補欠選挙の結果当選した議員松浪健太君、福岡県第六区における補欠選挙の結果当選した議員荒巻隆三君、九州選挙区において繰上補充により当選した議員米澤隆君及び新潟県第五区における補欠選挙の結果当選した議員星野行男君に対し、昨十月三十一日当選証書の対照を終わった。	
(応召議員)	
一、去る十月三十日以後、召集に応じた議員は次のとおりである。	
小選挙区選出	山形県第四区 齋藤 淳君 神奈川県第八区 江田 憲司君 (以上十月三十日)
小選挙区選出	新潟県第五区 星野 行男君 大阪府第十区 松浪 健太君 福岡県第六区 荒巻 隆三君 九州 米澤 隆君 (以上十月三十一日)
(議席変更)	
一、去る十月二十九日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。	
二五九 丹羽 雄哉君	九 赤嶺 政賢君
三二九 伊藤 公介君	一一 阿部 知子君
一、昨十月三十一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。	一三 春名 真章君
一五 栗屋 敏信君	一六 鹿野 道彦君
一七 菅野 哲雄君	二六 佐々木秀典君
一八 金子 哲夫君	二七 田並 胤明君
一九 今川 正美君	二八 山元 勉君
二〇 東門美津子君	二九 松野 博一君
二一 保坂 展人君	三〇 谷本 龍哉君
二二 樋高 剛君	三一 小淵 優子君
二三 中塚 一宏君	三二 近藤 基彦君
二四 大幡 基夫君	三三 松宮 勲君
二五 佐藤 公治君	三四 西川 京子君
二六 山名 靖英君	三五 北村 誠吾君
二七 漆原 良夫君	三六 山本 明彦君
二八 水島 広子君	三七 吉野 正芳君
二九 佐藤謙一郎君	三八 阪上 善秀君
三〇 大石 正光君	三九 渡辺 喜美君
三一 小林 守君	四〇 下地 幹郎君
三二 小平 忠正君	四一 河野 太郎君
三三 堀込 征雄君	四二 棚橋 泰文君
三四 五島 正規君	四三 横内 正明君
三五 土肥 隆一君	四四 実川 幸夫君
三六 田中 慶秋君	四五 柳本 卓治君
三七 川端 達夫君	四六 林 幹雄君
三八 伊藤 忠治君	四七 栗原 博久君
三九 伊藤 英成君	四八 山本 公一君
四〇 玉置 一弥君	四九 小坂 憲次君
四一 後藤田正純君	五〇 山本 有二君
四二 中本 太衛君	五一 古屋 圭司君
四三 平井 卓也君	五二 杉浦 正健君
四四 竹下 亘君	五三 遠藤 武彦君
四五 増原 義剛君	五四 宮路 和明君
四六 谷田 武彦君	五五 虎島 和夫君
四七 吉田 幸弘君	五六 村井 仁君
四八 菅 義偉君	五七 二田 孝治君
四九 今村 雅弘君	五八 金子 恭之君
五〇 稲葉 大和君	五九 伊藤信太郎君
五一 田野瀬良太郎君	六〇 小西 理君
五二 金田 英行君	六一 岩倉 博文君
五三 熊代 昭彦君	六二 宮澤 洋一君
五四 中沢 健次君	六三 左藤 章君

三六八	小泉 龍司君	四四八	佐藤 剛男君
三六九	上川 陽子君	四五九	松下 忠洋君
三七〇	田村 憲久君	四七三	大木 浩君
三七一	木村 太郎君	四七四	植竹 繁雄君
三七二	宮腰 光寛君	四七五	藤波 孝生君
三七三	林田 彪君		
三七四	岡下 信子君		
三七五	小野 晋也君		
三七六	荒井 広幸君		
三七七	野田 聖子君		
三七八	小此木八郎君		
三七九	中谷 元君		
三八一	森田 健作君		
三八二	宮本 一三君		
三八三	鈴木 恒夫君		
三八七	中山 成彬君		
三八八	長勢 甚遠君		
三八九	村田 吉隆君		
三九〇	武部 勤君		
三九五	齊藤斗志二君		
三九六	逢沢 一郎君		
三九七	仲村 正治君		
三九八	石田 真敏君		
四三九	三ッ林隆志君		
四四〇	福井 照君		
四四一	梶山 弘志君		
四四二	高木 毅君		
四四四	倉田 雅年君		
四四五	岩崎 忠夫君		
四四六	森岡 正宏君		
四四七	菱田 嘉明君		
四四八	林 省之介君		
四四九	七条 明君		
四五〇	滝 実君		
四五一	松本 和那君		
四五二	嘉数 知賢君		
四五三	奥山 茂彦君		
四五四	平沢 勝栄君		

一、昨十月三十一日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。

(議席指定)

一、去る十月二十九日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 佐藤 勉君(理事川崎二郎君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 林 幹雄君(理事稲葉大和君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

法務委員会

理事 石原健太郎君(理事西村眞悟君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 園田 博之君(理事山本有二君去る十月十八日委員長就任につきその補欠)

理事 山花 郁夫君(理事平岡秀夫君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠)

財務金融委員会

理事 渡辺 喜美君(理事根本匠君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 林田 彪君(理事中野清君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 七条 明君(理事山口俊一君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

農林水産委員会

理事 金子 一義君(理事山本幸三君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠)

理事 江崎洋一郎君(理事海江田万里君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠)

理事 二田 孝治君(理事岩永肇一君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 松下 忠洋君(理事大村秀章君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 稲葉 大和君(理事原田義昭君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 横崎 欣弥君(理事佐藤謙一郎君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠)

安全保障委員会

理事 木村 太郎君(理事大野松茂君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 樋高 剛君(理事藤島正之君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 岩屋 毅君(理事仲村正治君去る十月二十九日理事辞任につきその補欠)

一、去る十月三十日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 水野 賢一君(理事石破茂君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 今村 雅弘君(理事西川公也君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 嘉数 知賢君(理事坂井隆憲君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 河野 太郎君(理事浅野勝人君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 藤島 正之君(理事土田龍司君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

文部科学委員会

理事 馳 浩君(理事増田敏男君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 奥山 茂彦君(理事齊藤斗志二君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 森田 健作君(理事田野瀬良太郎君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 佐藤 公治君(理事武山百合子君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 山元 勉君(理事平野博文君去る十月三十日理事辞任につきその補欠)

厚生労働委員会

理事 宮腰 光寛君(理事鈴木俊一君去る九月三十日委員辞任につきその補欠)

理事 熊代 昭彦君(理事鴨下一郎君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 武山百合子君(理事佐藤公治君去る十月三十日理事辞任につきその補欠)

経済産業委員会

理事 下地 幹郎君(理事伊藤達也君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 阪上 善秀君(理事栗原博久君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 土田 龍司君(理事遠増拓也君去る十月十七日委員辞任につきその補欠)

理事 谷畑 孝君(理事中山成彬君去る十月三十日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

決算行政監視委員

懲罰委員

荒巻 隆三君

齋藤 淳君

一、去る十月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

川内 博史君
井上 和雄君

補欠

井上 和雄君
川内 博史君

安全保障委員

辞任

江崎洋一郎君
前田 雄吉君

補欠

前田 雄吉君
江崎洋一郎君

議院運営委員

辞任

金子善次郎君
丸谷 佳織君
日森 文尋君
菅野 哲雄君
津川 祥吾君
漆原 良夫君
金子 哲夫君

補欠

津川 祥吾君
漆原 良夫君
菅野 哲雄君
金子 哲夫君
金子善次郎君
丸谷 佳織君
日森 文尋君

一、去る十月三十日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

懲罰委員

一、去る十月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

亀井 久興君
高橋 一郎君
大島 章宏君
山内 功君
浅野 勝人君
福井 昭君
鈴木 康友君

補欠

浅野 勝人君
福井 昭君
山内 功君
鈴木 康友君
亀井 久興君
高橋 一郎君
大島 章宏君

法務委員

辞任

中川 昭一君

補欠

林 省之介君

平成十四年十一月一日 衆議院会議録第五号 議長の報告

松島みどり君
鎌田さゆり君
不破 哲三君
伊藤 公介君
林 省之介君
手塚 仁雄君
瀬古由起子君

外務委員

辞任

土屋 品子君
中本 太衛君
小西 理君
吉野 正芳君

補欠

吉野 正芳君
小西 理君
中本 太衛君
土屋 品子君

財務金融委員

辞任

小泉 俊明君
大島 敦君

補欠

大島 敦君
小泉 俊明君

文部科学委員

辞任

近藤 基彦君
森岡 正宏君
上川 陽子君
菱田 嘉明君
菱田 正宏君

補欠

上川 陽子君
菱田 嘉明君
菱田 正宏君

厚生労働委員

辞任

平井 卓也君
金子 恭之君

補欠

金子 恭之君
平井 卓也君

農林水産委員

辞任

近藤 基彦君
高木 毅君
宮本 一三君
左藤 章君
実川 幸夫君
三ッ林隆志君
小西 理君
宮澤 洋一君
上川 陽子君
近藤 基彦君

補欠

左藤 章君
三ッ林隆志君
実川 幸夫君
小西 理君
宮澤 洋一君
山本 明彦君
上川 陽子君
竹本 直一君
近藤 基彦君

経済産業委員

辞任

川端 達夫君
漆原 良夫君
伴野 豊君
齊藤 鉄夫君

補欠

伴野 豊君
齊藤 鉄夫君
川端 達夫君
漆原 良夫君

国家基本政策委員

辞任

亀井 静香君
中山 太郎君
熊谷 弘君
佐藤 敬夫君
林 省之介君
松宮 勲君
伴野 豊君
藤村 修君
藤村 修君

補欠

林 省之介君
松宮 勲君
伴野 豊君
藤村 修君
中山 太郎君
熊谷 弘君

決算行政監視委員

辞任

細川 律夫君

補欠

齋藤 淳君

懲罰委員

辞任

齋藤 淳君

補欠

熊谷 弘君

環境委員

一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。

国土交通委員
米澤 隆君
星野 行男君
米澤 隆君

補欠

星野 行男君

農林水産委員

辞任

補欠

竹下 巨君

国家基本政策委員
辞任
熊谷 弘君
補欠
米澤 隆君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国会等の移転に関する特別委員
辞任
笹川 堯君
吉川 貴盛君
吉川 貴盛君
吉川 貴盛君

(議案提出)
一、昨十月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(肥田美代子君外四名提出)
(議案受領)
一、昨十月三十一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
地域金融の活性化に関する法律案
中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案

(議案付託)
一、去る十月二十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案(内閣提出第二号)
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

以上二件 法務委員会 付託
学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
文部科学委員会 付託
一、去る十月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上二件 総務委員会 付託
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

以上二件 法務委員会 付託
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六十七号)
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六十八号)

以上二件 経済産業委員会 付託
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)
安全保障委員会 付託

(議案送付)
一、昨十月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案(肥田美代子君外四名提出)

(調査要求承認)
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月二十九日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 二、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する事項
- 三、地方自治及び地方税財政に関する事項
- 四、情報通信及び電波に関する事項
- 五、郵政事業に関する事項
- 六、消防に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年十月二十九日
衆議院議長 綿貫 民輔殿 遠藤 武彦

国政調査承認要求書
一、調査する事項

二、裁判所の司法行政に関する事項
三、法務行政及び検察行政に関する事項
四、国内治安に関する事項
五、人権擁護に関する事項

二、調査の目的
裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年十月二十九日
衆議院議長 綿貫 民輔殿 山本 有二
国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、財政に関する事項
三、税制に関する事項

三、関税に関する事項
四、外国為替に関する事項
五、国有財産に関する事項
六、たばこ事業及び塩事業に関する事項
七、印刷事業に関する事項
八、造幣事業に関する事項
九、金融に関する事項
十、証券取引に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年十月二十九日
衆議院議長 綿貫 民輔殿 小坂 憲次

国政調査承認要求書
一、調査する事項

二、農林水産関係の基本施策に関する事項
三、食料の安定供給に関する事項
四、農林水産業者の福祉に関する事項
五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

平成十四年十月二十九日
農林水産委員長 小平 忠正
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、調査の目的
国の安全保障に関する事項
三、調査の方法
国の安全保障における防衛等の実情を調査し、その対策を樹立するため

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年十月二十九日
安全保障委員長 田並 胤明

衆議院議長 綿貫 民輔殿
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十月三十日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、調査の目的
国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法
関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成十四年十月三十日
外務委員長 池田 元久
衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、文部科学行政の基本施策に関する事項

二、生涯学習に関する事項

三、学校教育に関する事項

四、科学技術及び学術の振興に関する事項

五、科学技術の研究開発に関する事項

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年十月三十日

文部科学委員長 古屋 圭司

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年十月三十日

厚生労働委員長 坂井 隆憲

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

六、調査の目的

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

二、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十四年十月三十日

経済産業委員長 村田 吉隆

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、去る十月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府保証に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁通知書受領)

去る十月二十九日、内閣から、衆議院議員石

井啓一君提出歯科用ハンドピースによる院内感染防止策に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十四年十二月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第二、三号の発送は都合により後日とな)

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
電話
03
(3587)
4294
定価
本号一部
〇〇五円